

データセンターやコールセンターを分散・増設したい

No.9

北海道

補助金

支援の名称	企業立地促進費補助金
制度の趣旨・背景	北海道内でのデータセンターやコールセンターの新増設に対する補助を行います。
制度の内容	<p>○助成内容</p> <p>(1) 道内全域（札幌市を除く）を対象とするもの データセンター事業の助成額は以下になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般型（対象要件：投資額10億円以上、雇用増5人以上） 新設の場合は投資額×10%（限度額3億円） 増設の場合は投資額×5%（限度額1億5千万円） ・環境配慮型（対象要件：投資額20億円以上、雇用増5人以上） 新設の場合は投資額×10%（限度額5億円） 増設の場合は投資額×5%（限度額2億5千万円） <p>(2) 特別対策地域および企業立地促進法適用地域（対象要件：投資額2千5百万円以上、雇用増5人以上） データセンター事業・コールセンター事業の助成額は以下になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資額×4%（限度額1億円） ・1人当り50万円（6人目から支給、限度額5千万円） ・企業立地促進法適用地域特例（新設のみ） 投資額×8%（限度額1億円）
対象となる方	<p>○対象業種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データセンター事業 ・コールセンター事業 <p>○対象地域</p> <p>①特別対策地域 特別対策地域とは、農村地域工業等導入促進法などの地域関係開発法の適用地域です。</p> <p>②企業立地促進法適用地域（札幌市の区域にあっては、特認事業者が新設する場合に限る） 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）（以下「企業立地促進法」という）に基づき国の同意を得た基本計画に定められた集積区域であって、上記「特別対策地域」と重複していない地域をいいます。特認事業者とは、企業立地促進法第14条第3項又は第16条第3項の規定による知事の承認を受けた事業者で、経済的効果が特に高いと知事が認める新設をするものです。</p>
問い合わせ先など	<p>○所管 北海道 経済部 産業振興局 産業振興課 TEL：011-204-5328 E-mail：keizai.sangyousinkou1@pref.hokkaido.lg.jp</p> <p>○関連URL</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道産業振興条例に基づく企業立地の促進を図るための助成制度の概要 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/sgr/yugu/sinjojoseido.htm